

群馬県立文書館における特定歴史公文書等以外の文書寄託 ・寄贈受入れ要領

制 定 平成 4年10月22日
最終改正 令和 3年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この要領は、群馬県立文書館の管理運営に関する規則（昭和57年群馬県教育委員会規則第3号）（以下「規則」という。）第14条及び群馬県立文書館における特定歴史公文書等以外の文書の取扱いに関する要綱第2条第1項第2号の規定に基づき、文書の寄託又は寄贈の受入等に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(申込)

第2条 群馬県立文書館（以下「文書館」という。）として文書の寄託又は寄贈を受けるときは、文書寄託申込書（別記様式第1号の1）又は文書寄贈申込書（別記様式第1号の2）によるものとし、文書受入の手続をするまでの間、寄託者に対しては寄託文書預り証（別記様式第2号の1）、寄贈者には寄贈文書仮受領証（別記様式第2号の2）をそれぞれ交付するものとする。

2 前項による文書の寄贈申込があったときは、寄贈者又は文書館において目録を作成の上、別に群馬県立文書館運営協議会長が指名した価格評価委員が作成した寄贈文書価格評価書（別記様式第3号）を添付し、群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）第221条の規定に基づく受入れの手続をするものとする。

(寄託契約)

第3条 寄託契約の期間は、概ね5年間とし、別紙寄託契約書を取り交わすものとする。

2 前項の契約期間満了の5か月前までに、文書館から寄託者へ契約更新の意向などについて文書により確認を行うものとし、契約期間満了の2か月前までに寄託者から文書による別段の意思表示がないときは、さらに同一の条件で別紙寄託契約書に記載した期間更新したものとみなし、それ以降も同様とする。

3 寄託文書は、別紙寄託契約書に目録を添付し、受託するものとする。

(寄贈文書等の受入)

第4条 寄贈文書を受入れたときは、目録を添付して寄贈文書受領書（別記様式第4号）を発行するとともに、感謝状（別記様式第5号の1）及び記念品を贈呈するものとする。

2 寄託文書を受け入れたときは、感謝状（別記様式第5号の2）を贈呈するものとする。

(寄託文書等の管理)

第5条 寄託又は寄贈文書の管理については、寄託文書整理簿（別記様式第6号）及び寄贈文書整理簿（別記様式第7号）を作成し、規則に基づき管理するものとする。

(寄託文書の補修)

第6条 寄託文書の補修を必要とするときは、寄託者と協議して補修するものとする。

附 則

この要領は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成4年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(別紙)

寄託契約書

寄託者 (以下「甲」という。) と受託者群馬県立文書館長 (以下「乙」という。) とは古文書・記録その他必要な資料 (以下「文書」という。) の寄託に関し、次のとおり、契約する。

(目的)

第1条 乙は、甲が所有する別紙目録文書の寄託を受け、これを保管する。

(期間)

第2条 寄託契約の期間は 年 月 日から 年間とする。

ただし、期間満了の5か月前までに、乙から甲へ契約更新の意向などについて文書により確認を行うものとし、契約期間満了の2か月前までに甲から文書による別段の意思表示がないときは、さらに同一の条件で本契約書に記載した期間更新したものとみなし、それ以降も同様とする。

(使用目的の制限等)

第3条 乙は、甲から寄託された文書 (以下「寄託文書」という。) を群馬県立文書館の管理運営に関する規則に基づく利用及び調査研究のために使用するものとし、常に善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

(使用方法)

第4条 乙は、寄託文書を群馬県立文書館所蔵の他の文書と同様に取扱うものとする。
この場合において、甲は乙が閲覧公開した文書の複写物の作成並びにその画像などをインターネット上に公開することを了承したものとする。

(費用負担)

第5条 乙は、寄託文書の通常の管理に必要な経費を負担するものとする。

(損害賠償の免除)

第6条 乙は、天災地変その他不慮の事情による寄託文書の損害に対して、その責めを負わないものとする。

(契約の中途解除)

第7条 甲及び乙は、本契約期間中であっても正当な理由のある場合、相手方への文書により2か月前までに協議し、甲乙の合意により本契約を解除することができる。

(引渡・返還場所)

第8条 寄託文書の引渡・返還場所は、群馬県立文書館とするものとする。

(規定外事項)

第9条 この契約に定めのない事項又はこの契約条項の解釈について疑義が生じた場合には、甲、乙間において協議の上決定するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ各1通を所持するものとする。

年 月 日

甲 住 所
氏 名 印

乙 住 所 群馬県前橋市文京町三丁目27番26号
氏 名 群馬県立文書館長 印